



目 次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (")	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	2
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (")	2
○土砂災害特別警戒区域の指定 (")	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (")	3
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (")	3
○告示 (土砂災害特別警戒区域の指定) の一部改正 (")	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (4・21掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
○告示 (政治団体の設立の届出) の訂正	3
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	3
高知県収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定 (3件)	5
----- 告 示 -----	

高知県告示第262号
医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第

144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
えん訪問看護ステーション南国 イラーク103 令 5 ・ 4 ・ 1
まよデンタルク 香南市野市町東野1648-8 " " 18
リニック

高知県告示第263号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和5年5月2日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
 - (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 福井店
高知市福井町字青サレ1056番地ほか
 - (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地2

(6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年12月15日

- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,118平方メートル
 - (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
39台
イ 駐輪場の収容台数
17台
ウ 荷さばき施設の面積
44平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.2立方メートル
 - (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前零時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和5年4月14日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第264号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和5年5月2日
高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- (2) 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ四万十渡川店
四万十市渡川三丁目67番地1ほか
- (4) 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1(店舗北側、東側)	43台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐車場1(店舗北側、東側)	29台

- (5) 変更年月日
令和5年12月12日
- (6) 変更理由
営業政策のため
- 2 届出年月日
令和5年4月11日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第265号

土佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)

- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
土佐市全域

高知県告示第266号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
長岡郡大豊町

高知県告示第267号

土佐町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月17日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
土佐郡土佐町全域

高知県告示第268号

いの町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月18日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間
令和5年4月17日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
いの町都市計画区域

高知県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和2年6月19日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸(別紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき令和2年6月19日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-5671	坂本	高岡郡津野町船戸（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第273号

令和2年6月高知県告示第471号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

表のⅡ-5671の項を削る。

高知県告示第274号

令和2年6月高知県告示第477号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

表のⅡ-5671の項を削る。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年5月2日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	北澤 一男	須崎市安和1023番地1
〃	北澤 利文	〃 〃 1129番地
〃	古谷 誠一	〃 〃 829番地
〃	古谷 孝司	〃 〃 831番地
〃	古谷 武徳	〃 〃 2740番地
〃	古谷 正延	〃 〃 292番地

監事	岡村 敏英	〃 〃	303番地
〃	中城 徹	〃 〃	980番地
(就任)			
理事	北澤 利文	須崎市安和1129番地	
〃	北澤 一男	〃 〃	1023番地1
〃	古谷 誠一	〃 〃	829番地
〃	古谷 孝司	〃 〃	831番地
〃	古谷 武徳	〃 〃	2740番地
〃	岡村 敏英	〃 〃	303番地
監事	中城 徹	〃 〃	980番地
〃	西川謙一郎	〃 〃	390番地1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,774人である。

令和5年4月21日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,781人である。

令和5年4月21日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年4月21日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,667人
室戸市・東洋町選挙区	4,305人
安芸市・芸西村選挙区	5,795人
南国市選挙区	12,988人
土佐市選挙区	7,449人

須崎市選挙区	5,762人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,373人
土佐清水市選挙区	3,714人
四万十市選挙区	9,312人
香南市選挙区	9,263人
香美市選挙区	7,283人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,951人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,107人
吾川郡選挙区	7,749人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	8,982人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,478人
黒潮町選挙区	3,056人

高知県選挙管理委員会告示第53号

令和4年9月高知県選挙管理委員会告示第124号（政治団体の設立の届出）の一部を次のように訂正する。

令和5年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部の表中「大上 由希子」を「大上 由季子」に訂正する。

監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和5年2月15日 吾川郡いの町 村岡盛志から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年4月14日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月2日

高知県監査委員	下村 勝幸
同	金岡 佳時
同	奥村 陽子
同	五百藏 誠一

(原文掲載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和5年2月15日

2 請求人

吾川郡いの町 村岡 盛志

3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 須別当山地災害防止工事の予算の執行停止を命ずる